

重要事項説明書(団体長期障害所得補償保険)

団体長期障害所得補償保険のお申し込みに際して、特にご確認いただきたい事項をこの「重要事項説明書」に記載しております。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容を確認くださいますようお願いします。本書面は、団体長期障害所得補償保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しい内容・ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

契約概要のご説明

(1) 団体長期障害所得補償保険の仕組み

本契約は、井関農機労働組合を保険契約者、井関農機労働組合の組合員を被保険者(保険の補償を受けられる方)(注1)、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社(以下「共栄火災」といいます。)とする団体長期障害所得補償保険契約です。

(2) 保険金をお支払いする場合

加入者が、保険期間中に、病気やケガにより「経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(具体的には、入院している状態または医師の指示に従い自宅療養している状態等をいいます。以下「就業障害」といいます。)(注2)となり、その状態が加入者証記載の免責期間(90日)を超えて継続(注3)した場合に、90日以降の就業障害の期間1か月(注4)につき、下記(5)保険金をお支払いする期間(補償期間)記載の期間を限度として保険金をお支払いします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

①次の事由による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重過失
●自殺行為、犯罪行為または闘争行為
●麻薬等の使用
●核燃料物質、放射線照射または放射能汚染
●妊娠、出産、早産または流産
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波
●補償対象外傷病による就業障害
●発熱等の他覚的症状のない感染
●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※)のないもの
(※)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気帯び運転
●戦争、暴動等(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセッティングされているため、テロ行為による身体障害は補償の対象となります。)
…など

②保険責任の開始日より前に生じていた病気やケガを原因とする就業障害については、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、就業障害となった日が最初の保険契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降である場合は、保険金をお支払いします。

(4) お支払いする保険金

免責期間終了後の就業障害の期間1か月(注4)につき、次の算式によりお支払いします。ただし、1か月につき、就業障害開始前12か月の平均月間所得額またはご加入の保険金額(月額)のいずれか低い額が限度となります。

お支払いする月額保険金=ご加入の保険金額(月額)×所得喪失率%(注5)

(注)保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、その影響がなかった場合に相当する就業障害である期間に対して保険金をお支払いします。

(5) 保険金をお支払いする期間(補償期間)

5年間(就業障害の原因が精神障害の場合は3年)を限度に、継続して就業障害である期間に対して保険金をお支払いします。

- (注1) 本保険は、「ご加入者(保険をお申し込みいただく方)=被保険者(保険の補償を受けられる方)」となりますので、以下、併せて「ご加入者」といいます。
(注2) 免責期間終了後(就業障害開始後90日目以降)については、ご加入者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態、または、ご加入者が身体障害発生直前に従事していた業務に一部従事することができず、かつ、所得喪失率(注5)が20%を超える状態が継続している場合についても「就業障害」とし、保険金をお支払いします。
(注3) 免責期間を超える就業障害が終了した後、180日以内に同一の原因による就業障害が再発した場合は、これらを同一の就業障害とみなします。
(注4) 免責期間終了後の就業障害の期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金をお支払いします。
(注5) 所得喪失率は、次の算式により計算します。

$$\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{各月の回復所得額(注6)}}{\text{免責期間が開始する直前の上記期間に対応する各月の所得額}}$$

(注6) ご加入者が業務に復帰した後に得られる所得のことをいい、免責期間の終了した月から1か月単位で計算します。なお、物価の変動等があった場合は、物価の変動等による影響がなかったものとして公正な調整を行って算出する場合があります。

2. 保険期間(保険のご加入期間)

(1) 保険のご加入期間

保険期間の初日から翌年6月1日午後4時までとなります。(注7)

(2) 井関農機労働組合を脱退される場合

井関農機労働組合を脱退される場合、その日にて本保険より脱退(注8)(注9)となり所定のお手続きが必要となりますので、取扱代理店または共栄火災へご連絡ください。(注10)

(注7) 本保険は、自動継続制度により、特段のお申出がない限り、お申し込みいただいた内容で保険期間を1年として毎年自動的に継続いたします。ただし、継続契約の保険期間の初日(毎年6月1日)における年齢が満64歳以下の方に限ります。

(注8) 井関農機労働組合を脱退された理由が一定の役職に就いたことや特定の部署に配属されたこと等による場合は、井関農機株式会社およびその関連会社に勤務している間に限り、本保険の加入を継続することができます。

(注9) 井関農機労働組合を脱退したことにより本保険より脱退となった場合でも、保険期間中に開始した就業障害については上記「1. 団体長期障害所得補償保険の仕組み(5)保険金をお支払いする期間(補償期間)」記載の期間を限度に補償は継続されます。

(注10) 保険契約者である井関農機労働組合に代表して連絡していただく場合があります。

3. 保険料およびお支払い方法

- (1) 実際にお申し込みいただく保険商品の保険料につきましては、加入依頼書を再度ご確認ください。
(2) 保険料は、毎年の保険期間の初日(毎年6月1日)における年齢での保険料となるため、継続加入時に変更される場合があります。
(3) 保険料のお支払いは「月払い」となります。また、保険料は毎月の給与より天引きされます。

4. 満期返り金・契約者配当金

本保険には満期返り金や契約者配当金はありません。

5. 解約手続き・解約返り金の有無

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、取扱代理店または共栄火災へご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返り金はございません。始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加保険料を請求する場合があります。詳しくは、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

1. クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

本保険につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。

2. 告知義務等

(1) 申し込み時の注意事項(加入申込書の記入上の注意事項)

- ①ご加入者には、お申し込みの際に保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただぐ義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただくことがあります。また、この場合、すでに発生している就業障害について保険金のお支払いができないことがあります。

この保険では加入依頼書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- ご加入者の職業・職種
- ご加入者の生年月日・満年齢・性別
- 健康状態告知書の質問事項
- 他の保険契約(注1)

②ご加入者は、保険期間の初日において満15歳以上満64歳以下の就労所得のある方に限ります。また、新規で加入いただく方、またはご加入の保険金額(月額)を増額するなど補償範囲を拡大される方は、加入申し込みにあたり、ご加入者についての「健康状態告知」が必要となります。

③加入依頼書の「健康状態告知」欄にご回答いただいた内容は、公平な判断を行なう上で重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知されたことにはなりませんので、必ず「健康状態告知」欄にご回答くださいますようお願いします。また、記入された内容によってはご加入をお断りさせていただくことがあります、特定疾病補償対象外などの特別条件を付けることによりお引き受けできる場合もあります。

④ご加入の保険金額(月額)は、ご加入者の平均月間所得額の範囲内で高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。(注2)

⑤本保険は、井関農機労働組合の組合員(注3)のみご加入いただけます。

(2) 加入後の留意事項

①ご加入後、以下の変更が生じる場合は、取扱代理店または共栄火災へご連絡ください。(注4)

●ご加入者の氏名や住所が変更となる場合

●ご加入者の平均月間所得額が減少する場合(注2)

●ご加入者のご職業が変更となる場合やお仕事をお辞めになる場合

②上記①のほか、加入者証に記載された内容に変更がある場合は、取扱代理店または共栄火災へご連絡ください。

なお、変更内容によっては、本保険への継続加入ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注1) 「他の保険契約」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、所得補償特約など、所得を補償する損害保険契約、生命保険契約、共済契約および特約をいいます。また、他の保険契約がある場合には、保険金を削減してお支払いをすることがあります。

(注2) ご加入の保険金額(月額)が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

(注3) 井関農機労働組合の組合員であった方のうち、組合を脱退された理由が一定の役職に就いたことや特定の部署に配属されたこと等による場合は、井関農機株式会社およびその関連会社に勤務している方に限りご加入いただけます。

(注4) 保険契約者である井関農機労働組合に代表して連絡していただく場合があります。

3. 保険責任の開始期

保険責任は、保険期間の初日の午後4時に開始します。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」の「1. 団体長期障害所得補償保険の仕組み(3) 保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し・失効

①ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得される目的をもって保険に加入された場合、本保険は無効となります。この場合、保険料は返還できません。

②ご加入者の詐欺または強迫によってご加入された場合、本保険の取消しをさせていただきます。この場合、保険料は返還できません。

③ご加入後にご加入者が死亡された場合は保険金が支払われる就业障害の原因となった身体障害以外の原因によって所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合、もしくは、従事できなくなった場合、本保険は失効となります。この場合、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、本保険を解除することができます。また、この場合、保険金をお支払いできません。

①ご加入者が保険会社に保険金を支払わせることを目的として就業障害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

②保険金の請求に関し、ご加入者に詐欺行為があつたことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ご加入者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すること認められること

④上記①～③のほか、ご加入者が、保険契約の存続を困難とする上記同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 保険会社の破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金および返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となり、保険金・返れい金等は、原則として90%まで補償されます。

8. 補償重複に関するご注意

この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約(この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)がある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると保険金の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注) 1 保険のみに特約をセッティングした場合、保険を解約したときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な保険(補償)〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
团体長期障害所得補償保険	団体長期障害所得補償保険